

株式会社ピカ アウトドア 宿泊約款

2024年5月23日

(適用範囲)

- 第1条 弊社が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 弊社が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 弊社に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を弊社に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1による。)
 - (4) その他弊社が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、弊社は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、弊社が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、弊社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として弊社が定める申込金を、弊社が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により弊社が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、弊社がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、弊社は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、弊社が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 弊社は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 弊社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、弊社が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室・サイトの余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (8) 宿泊しようとする者が、弊社に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 弊社を適用対象とする都道府県条例に違反する場合(別表第3記載)。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、弊社に対し、弊社が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、弊社に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 弊社は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により弊社が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、弊社が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、弊社が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 弊社は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(弊社の契約解除権)

第7条 弊社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、弊社が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (6) 宿泊客が、弊社に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 弊社を適用対象とする都道府県条例に違反する場合(別表第3記載)
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、場内での花火、その他弊社が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 弊社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は、弊社に対し、弊社が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、弊社各施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (3) その他弊社が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室・サイトの使用時間)

第9条 宿泊客が弊社の客室・サイトを使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までをコアタイムとして弊社各施設のホームページに掲載する時間によります。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 弊社は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には弊社定めによる追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、弊社各施設内においては、弊社が定めて弊社各施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 弊社の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1)フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ.門限 夜10時(夜10時にて閉場、開門は翌朝7時)

但し、宿泊状況・季節により閉場時間を変更する場合があります。

ロ.フロントサービス 夜9時まで。

但し、宿泊状況・季節により閉場時間を変更する場合があります。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は弊社が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は弊社が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 弊社が宿泊客に客室・サイトを提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(弊社の責任)

第13条 弊社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが弊社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 弊社は、万一の火災等に対処するため、施設賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室・サイトの提供ができないときの取扱い)

第14条 弊社は、宿泊客に契約した客室・サイトを提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 弊社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、弊社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 弊社は原則として物品又は現金並びに貴重品の受託サービスを行いません。

2. 宿泊客が、弊社各施設内にお持ちになった物品又は現金並びに貴重品の滅失、毀損等の損害について弊社は一切の責任を負いません。ただし、弊社の故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って弊社各施設に到着した場合は、その到着前に弊社が了解したときに限って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が弊社各施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、弊社は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての弊社の責任は、前条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が弊社各施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、弊社は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、弊社の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により弊社が損害を被ったときは、当該宿泊客は弊社に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	(1)基本宿泊料（建物料金・サイト料金）
		(2)ペット料金
	その他料金	追加料金（建物・人数増加等）、レンタル品料金、
		食材料金、物販商品料金他
	※上記は弊社の変動性料金体系に基づく。	

《備考》

1. 基本宿泊料・その他料金については弊社ホームページ或いはパンフレットに掲示する料金表によります。
2. 小人料金は満 4 歳以上（PICA 富士ぐりんぱ、PICA さがみ湖にあっては満 3 歳以上）小学生以下（もしくは 12 歳以下）に適用します。有償宿泊客に同行する満 3 歳

以下（PICA 富士ぐりんぱ、PICA さがみ湖にあっては満2歳以下）については寝具及び食事を提供しない場合に限り無料とします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

(1)個人

宿泊予約 キャンセル	当日	利用日の 3日前か ら前日	利用日の 4日前以 前
	100%	50%	無料

食材予約 キャンセル	当日連絡 無	当日連絡 有	利用日の 3日前か ら前日	利用日の 4日前以 前
	100%	80%	50%	無料

(注) %は、基本宿泊料、或いは食材料金に対する違約金の比率です。

(2)一般団体（6棟／6サイト以上または15名～499名）

宿泊予約 キャンセル (全体)	2日～ 不泊当 日	10日～ 3日前まで	20日～ 11日前まで	1ヶ月～ 21日前まで	1ヶ月同日の前日 まで
	100%	50%	30%	10%	無料

宿泊予約 キャンセル (一部)	不泊当日	前日	6日～ 2日前まで	20日～ 7日前まで	21日前まで
	100%	100%	50%	20%	無料

(3)特殊団体（500名～貸切）

宿泊予約 キャンセル (全体)	20日前 ～ 不泊当 日	30日～ 21日前まで	2ヶ月～ 1ヶ月前まで	3ヶ月～ 2ヶ月前まで	3ヶ月同日の前日 まで
	100%	50%	30%	10%	無料

(注) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

別表第3 都道府県条例に違反する場合

- (1)山梨県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。
- (2)静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (3)埼玉県旅館業法施行条例第8条（第1・2号）の規定する場合に該当するとき。
- (4)神奈川県旅館業法施行条例第4条の規定する場合に該当するとき。